

令和 年 月分果実酒・甘味果実酒 原料用もろみの移出承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、もろみの製造場別の毎月分のもろみの移出予定について一括とりまとめて記載することとし、その月において移出を行う最初の日の3日前までに、もろみ製造場の所轄税務署長あてに提出してください。

この場合、移出年月日ごとのもろみの移出数量について記載することが困難な場合には、その移出製造場別に適宜数日分を一括して記載しても差し支えありません。

- 2 控えを保管する場合は、控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。